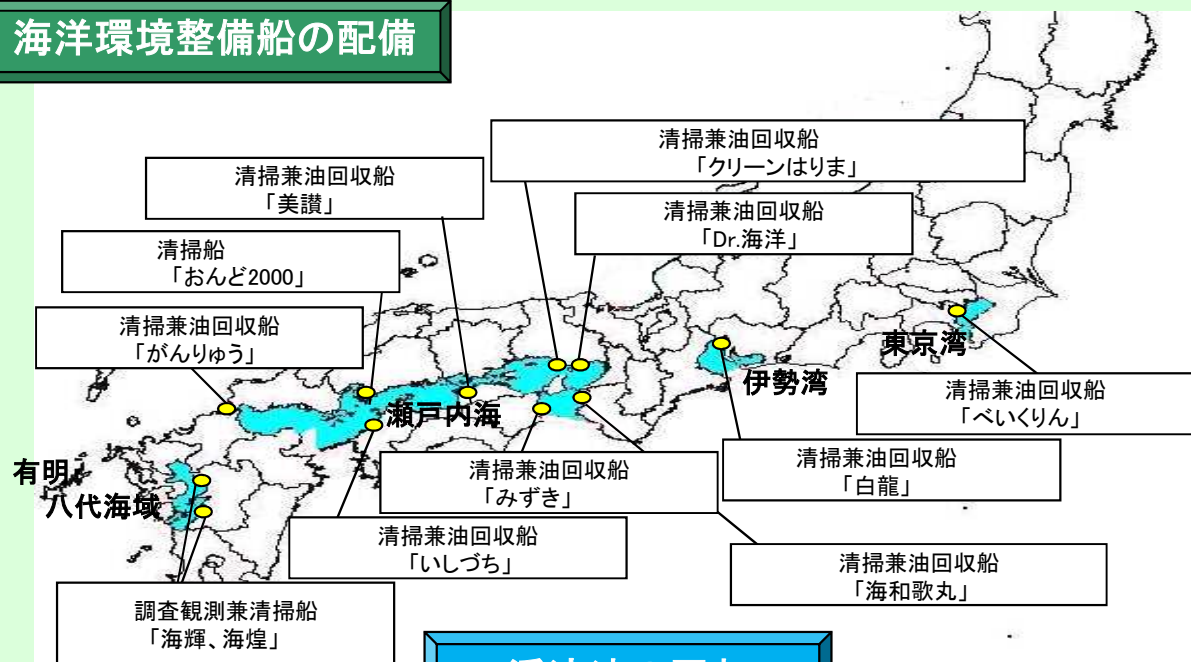


## 海洋環境整備船の概要

- 船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域(港湾区域、漁港区域を除く)において、海面に漂流する流木等のごみや船舶等から流出した油の回収を行っており、現在、これらの海域に12隻の海洋環境整備船を配備しています。

## 海洋環境整備船の配備



## 浮流油の回収

### 放水による浮流油の拡散



### 吸着マットによる油回収



## 漂流ごみの回収

### 回収装置による回収

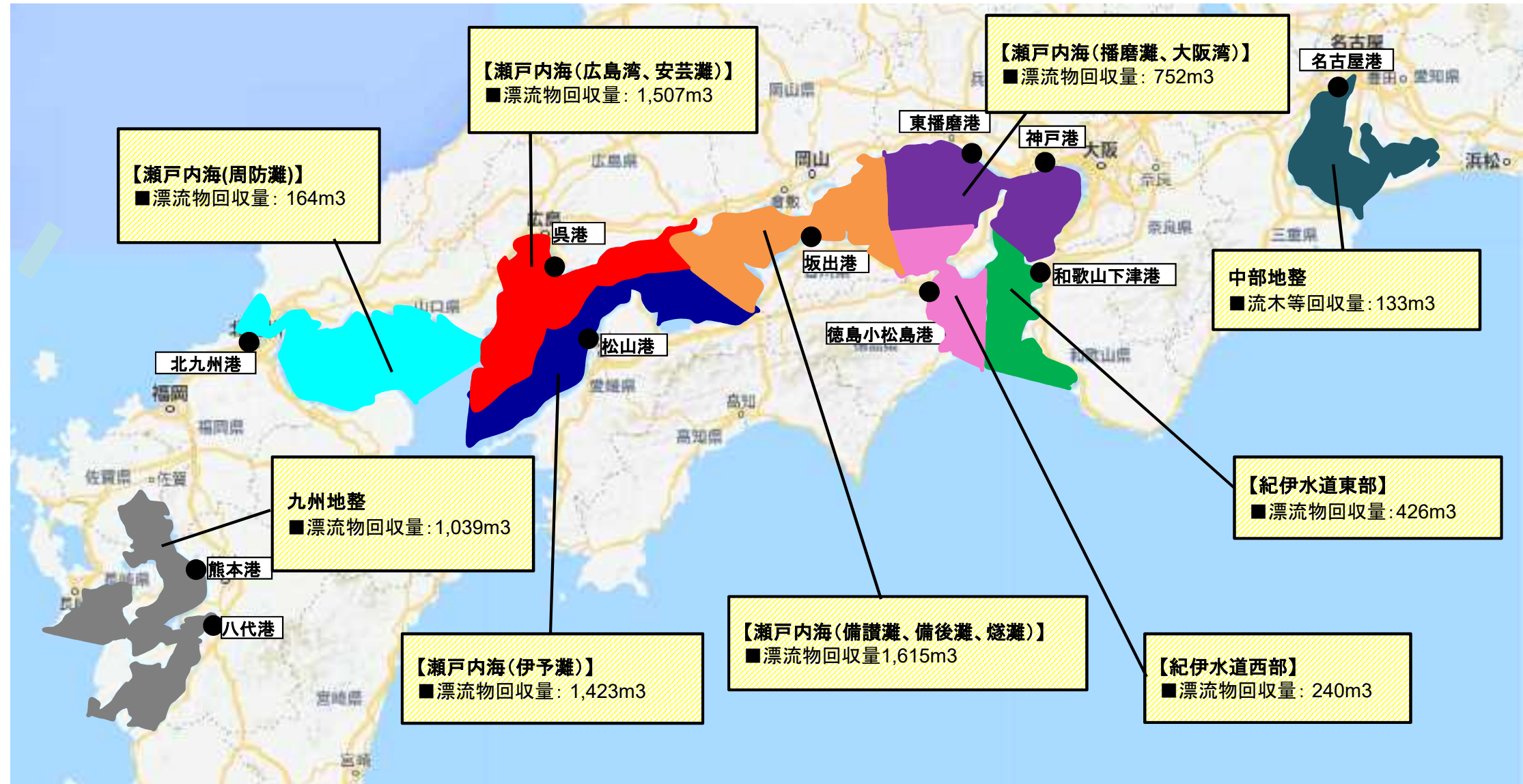


### 多関節クレーンによる回収



# 平成30年7月豪雨による流木等漂流物への対応

平成30年7月豪雨により、伊勢湾、瀬戸内海、有明海・八代海において漂流した流木等を海洋環境整備船により、7月8日から8月7日までに7,299m<sup>3</sup>回収。(直近3年間の7、8月平均回収量の約4倍。)



# 直轄河川におけるごみ問題への取り組み

## 1. 河川管理

- 河川管理上必要な流木・ごみの回収
- 河川巡視、監視カメラや不法投棄防止の看板設置



ごみの回収



河川巡視



看板設置



監視カメラ設置

## 2. 連携体制の強化

- 全ての一級河川に設置されている「水質汚濁防止連絡協議会(※)」等を活用し、不法投棄発見時の連絡体制を確認 ※ 河川管理者、自治体、利水者等から構成される
- 関係機関による合同パトロールを実施



関係機関の連携



合同パトロール

## 3. 普及・啓発の推進

- 不法投棄の防止に向けた啓発活動を推進
  - ごみマップの作成
  - 住民と連携した清掃活動、河川ごみ調査
  - 職員による学校への出前講座 等



河川ごみ清掃

# 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（農林水産省、国土交通省）

○ 目的：洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施

○採択基準：

- (1) 海岸保全区域内に漂着したもの
- (2) 堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着したもの
- (3) 漂着量が1,000m<sup>3</sup>以上のもの

※本事業の対象となる流木及びゴミ等の漂着範囲が複数の海岸であり、関係者が協働して一体的・効率的に処理する場合には、事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000m<sup>3</sup>以上であれば、補助対象となる。ただし、1事業主体の補助対象となる事業費は、200万円以上とする。

○事業実施主体：

海岸管理者（都道府県、市町村）

○補助率：1/2

○災害関連事業として実施

（複数の海岸に堆積した漂着ゴミの処理）



複数の海岸を対象範囲とし、漂着量の合計が1,000m<sup>3</sup>以上の漂着ゴミを対象



海岸漂着ゴミや流木等の状況と処理状況